

民間資金等活用事業推進委員会

第9回総合部会

議事録

内閣府

民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会第9回総合部会議事次第

日 時： 平成 16 年 6 月 1 日（火） 15:00～17:15

場 所： 中央合同庁舎 4 号館共用第 2 特別会議室

議 事

- (1) P F I 推進委員会総合部会中間報告（案）について
- (2) その他

出席者

【委員・専門委員】

山内部会長、前田部会長代理、碓井委員、高橋委員、
卯辰専門委員、川村専門委員、中村専門委員、日高専門委員、三井専門委員、
光多専門委員、美原専門委員、宮本専門委員、山下専門委員

【事務局】

浅野間民間資金等活用事業推進室長、松田参事官、嶋田企画官、大塚参事官補佐、
富井参事官補佐、丹野参事官補佐

山内部会長 ただいまから民間資金等活用事業推進委員会第9回総合部会を開催いたします。皆様方には、お忙しいところをご出席賜りましてありがとうございます。

本日の議題は、P F I 推進委員会総合部会中間報告（案）についてでございます。前回の部会におきまして、P F I 推進委員会総合部会報告（素案）について、皆さんからご意見をいただきました。また、前回から今回の部会開催までの間に、前回出されました意見、あるいはその後出されました意見を踏まえまして修正を加えた上で、事務局を通じて関係各省からの事実誤認等の指摘をいただきました。

本日は、以上の結果を盛り込んだものを、先ほど申しましたようにP F I 推進委員会総合部会中間報告（案）という形で用意をさせていただきました。

それでは、まず事務局から、この内容等について説明をしていただきまして、もう一度議論をしたいと思います。その結果を踏まえまして、P F I 推進委員会総合部会の中間報告としてとりまとめたいと考えております。

なお、前回の総合部会で議論になりましたが、報告の表題を中間報告という形にさせていただきます。この理由につきまして、私の方からご説明を申し上げておきたいと思っております。

1つは、今回の報告が、我が国のP F Iの現状から当面の重点課題を抽出しまして、その対応の方向を示すとともに、その方向性に沿って政府が講ずべき措置を提言するという性格のものであり、今後、P F I市場が成熟するにしたがって、いろいろ顕在化してくる課題に対して、対応すべきであるという意味がございます。

それから2つ目として、本報告（案）の「はじめに」というところに記しておるところですが、P F Iは英国で発祥して、英国でも新しい行政手法だと言われました。一方で、英国と我が国とは、経済社会の慣行や、その規範となります法体系がかなり異なっております。したがって、我が国の経済社会の中に、P F Iを有効かつ効果的な行政手法として根づかせるために、政府は制度的な対応を含めて、今後も引き続き取り組んでいくということが非常に重要であると、こういう認識を持っているということがございます。

こうした認識を対外的にもより明らかにするため、今般の法施行5年目の節目に向けてまとめた本報告の表題を中間報告としたということでございます。

それでは、内容につきまして事務局から資料の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

松田参事官 それでは、資料についてご説明いたします。

まず、資料1でございますが、これが今回の報告（案）の本体でございます。前回お示したものと大きく違う点は、「政府において講ずべき措置」として前回、第4章で章立てておりましたのを、第3章に溶け込ませた形にしております。1ページめくっていただいで目次を見ていただきますと、第3章のところは「PFIの重点課題とその対応」ということで、前回のご議論を踏まえた形で一体化させております。

このほか、先ほど部会長からお話がございました中間報告という位置づけというのが、「はじめに」ということで2ページの下の方でございますが、「この報告書は」という記述が下から3つ目のパラグラフにありますけれども、「政府が対応すべき当面の重点課題について中間的にとりまとめたものである」ということ、また、その下のパラグラフでございますが、「今後も、PFI事業の実施状況について引き続き検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる必要がある」ということを書き込んでございます。

また、11ページの上の部分でございますけれども、ここについても前回ご議論がありました第2章との関係を明確化するべきというご意見に基づいて書いてございまして、一番上のところに、政府が対応すべき当面の重点課題を明らかにするとともに、法改正、ガイドラインの充実等、政府が当面講ずべき措置を明らかにするという、また、今後とも引き続き検討する必要があるということを再度書いてございます。

個別に委員、専門委員の先生方からご意見をいただいている点についての対応については、後ほどご紹介をさせていただきます。

この報告書をもって、6月3日の推進委員会において、PFI推進委員会総合部会の中間報告ということで報告をするというスケジュールになっております。

次に、資料のご紹介でございますけれども、参考資料ということでカラーの1枚紙がございます。これは、今回の報告の概念図でございます。一番下の方に、「政府において講ずべき措置」というのが抜き出したような形で4つ、箱の升の中に並んでおります。

それから、「PFIの現況等に関する資料集」についてでございますが、これはこれまで委員会、総合部会の審議の中で事務局として提出させていただいたものを、さらにバージョンアップしてまとめたものでございます。

資料集の1枚目をめくっていただきますと、「はじめに」というところがございますが、総合部会報告（中間報告）を取りまとめるに当たり、推進室において、各関係省庁、自治体のご協力のもとに取りまとめ、審議に際する参考資料として提出したものだということを書き込んでおります。

1枚めくっていただきますと、5つの資料について、どのようなものがあるかというのがございます。これを一つ一つご紹介している時間はないのでざっと申し上げますと、まず「PFIをめぐる諸状況及びPFI事業に関する統計データ」という冊子がございます。これは第1回総合部会でご提出したものでございますけれども、特に13ページ以降のPFI事業に関する統計データについて、平成16年3月31日現在で、すべて統計をつくり直してございます。

それから、2つ目の冊子でございますが、「公共施設等の整備等において民間事業者の行い得る業務範囲」についてというものがございます。これを1枚めくっていただきますと前書きがございますけれども、本調査は、PFIの各省庁連絡会議において取りまとめられたものであるということ、また、現時点において民間事業者がPFI事業者として行い得る業務の範囲について、各省各庁としての考え方を示したものであるということが示されております。これについては、各省庁に多大な労力と時間をかけていただいて、場合によっては内閣法制局まで確認してつくっていただいたと聞いております。PFI事業者にとって、事業を行う範囲を確認する上で必要不可欠な情報であるかと思えます。また、本邦初の資料ということで、本日の部会終了後に、これはすべてホームページで公表させていただくという手順になっております。

それから3つ目でございますけれども、補助金のイコールフットィングに関する資料でございますが、これも関係省庁連絡会議を通じて取りまとめたものでございますけれども、円グラフで見いただきますように、特にBOTについて、前回と比べるとかなりの措置の進展が見られるというようなことで取りまとめさせていただきました。

それから4つ目は、地方自治体に対するアンケート調査の結果についてでございます。第5回総合部会においてご紹介させていただいたもののほかに、18ページ以降、国等への要望について、各項目ごとの詳細の要望事項について内容を付加しておりますのと同時に、38ページ以降、県別あるいは県別人口規模別の詳細なデータを資料として付加してございます。

それから最後に「民間団体等より寄せられた意見」ということで、ヒアリングの対象の民間団体のみならず、幅広く要望書等でご提出いただいたものについて、主なものをまとめましたものでございます。

参考資料は、以上でございます。

それから、本日、会議の直前、1時間ほど前にA委員の方からご意見をいただきまして、

委員の皆様方にお配りするようというご指示がございましたので、机の上にお配りをさせていただいております。

続きまして、本体の報告について詳細をご説明申し上げます。

大塚補佐 それでは、報告書本体のご説明をいたします。

前回の部会開催時にご提出したバージョンから、各省庁に事実誤認等の確認をしていただきまして、また多くの委員、専門委員の方々からメールやお電話でご意見、ご指摘を頂戴し、調整したものが本日の案でございます。参事官からご説明させていただいており、大きい項目変えといたしましては、4章として「講ずべき措置」を章立てしていたものを3章の中に入れ込んでおります。

内容については、まず「はじめに」でございますけれども、こちら参事官からご説明をしておりますとおり、5つ目のパラグラフから、まずこの報告書の位置づけとして、政府が対応すべき当面の重点課題について中間的に取りまとめたものであるということ。その次のパラグラフで、B専門委員はじめ多くの専門委員から、ここで具体的に講ずるべきであると記載した措置を行うだけではなくて、今後もPFIの事業の実施状況について引き続き検討を加えて、その結果に基づいて必要な措置を講じていくという姿勢を書くべきだというご意見を頂戴しておりますので、このとおり記載させていただいております。

その次のパラグラフでございますけれども、こちらB専門委員から、PFIの誕生した英国と我が国との間では法体系に違いがあると、その点についてどのように考えるのかというご意見がございまして、こちらでは、PFIは英国において誕生した新しい行政手法であり、我が国のPFIも、基本的にはそのコンセプトを引き継いでいると言われております。一方で、我が国においては英国とは異なった法体系が存在しますと。我が国でPFI事業を行う場合、諸々の行政法の適用を受けることとなりますと。英国の法体系と我が国のそれとの相違を十分に踏まえた上で、PFIを我が国にしっかりと根づかせていくため、政府においては、これら多数の関連法令、括弧書きで、行政法だけではなくて、いろいろな関係法令があるということを書いておりますが、こうしたあり方について、引き続き活発な議論が展開されることを期待したいと記述させていただいております。

次に、次ページで本体の第1章でございますが、こちらについては、大枠、前回の部会の整理から変わっているところはございません。

一当たり順を追ってご説明いたしますと、(1)として公共部門の行財政改革とございます。PFIの基本方針におきましても、PFIは財政構造改革の一つの手段という位置

づけにございまして、財政構造改革に寄与することが期待されていると。我が国の現在の政府の財政状況を見ますと、巨額の債務残高を抱えている、構造改革を進めなければ財政破綻に陥るおそれがあります。その一方で、戦後に整備された社会資本の老朽化が進行しておりまして、その効率的な維持管理・運営手法の導入、更新投資のあり方について喫緊の課題となっております。P F Iの活用が、こうした課題の解決に向けた一つの手段となることが期待されておりますということでございます。

また、次のパラグラフでは、P F Iに取り組みられた現場の担当者の声といたしまして、P F Iを導入したその事業でV F Mが発現するというだけでなく、民間事業者の方々との協働を通じて経営感覚を学習しましたと、P F I事業以外の業務の見直しにも役立つ点を、学習しましたというお話が挙がっております。こうしたことから、P F Iがその導入された当該事業だけではなくて、公共部門全体のリストラクチャリングを加速させて、公共システムのパフォーマンスの改善に寄与することが期待されると記述させていただいております。

(2)で公共部門と民間部門との新たなパートナーシップの形成とございます。こちらの点につきましても、P F Iの基本方針におきまして、公共サービス提供における行政のかかわり方を改革すること、官民間の適切な役割分担を図ることがP F Iに期待される成果として記載されているところでございます。

次のパラグラフでは、公共部門がこれまで独占的にサービスを提供してきた分野、いわゆる官製市場に関して、P F Iの導入によって、当該公共サービス分野の市場形成をもたらす効果がございまして。一方、そうした形で民間部門にゆだねる公共部門につきましても、自ら専ら担う必要性の高い分野と資源を選択的に集中することができるようになり、公共部門全体の効率性の向上が期待できるということでございます。

次に、(4)で地域の再生でございますが、こちらにつきましても、平成15年12月に地域再生本部が「地域再生推進のための基本指針」というのを決定しておりまして、地域の活力向上に向けた様々な取り組みが実践されているところでございます。こうした地域の活力向上に向けて、P F Iについても役立っていけるのではないかとこの点について、こちらの節で整理をさせていただいているところでございます。

ここではC専門委員からご意見を頂戴しておりまして、そのご意見を踏まえまして、地域活力の向上に資するような社会資本について、最適時点における投資、P F I導入に効率化による財政支出の削減を図る観点から、P F Iの活用が検討され得るという整理をし

ております。

次に、第2章でございますが、(1)でPFI活用意義の再認識でございます。こちらでも4つ目のパラグラフまで、基本的に前回部会で提出した文章と変わっておりません。まず2つ目のパラグラフでは、従来型の公共サービスの提供手法と比べたPFIにおけるサービス提供の特徴について記述しております。3つ目のパラグラフでは、VFMの発現要素について取り出して整理をしております。最後のパラグラフでは、PFIがその効果を発現するための基本的な仕組みについて記述しております。ここでは、PFIにおいては、民間事業者が創意工夫を発揮する機会を設けた事業を公共部門がまず立案すると。その事業を担う者を競争的に選定すると。その競争的に選定された事業者との間で契約を締結するわけでございますが、この契約において、選定事業者に創意工夫を発揮するインセンティブを効果的に与える必要があると。こうした条件が整ってはじめて民間部門の経営・技術的能力の活用による効果的かつ効率的な公共サービスの提供が実現されると結んでおります。

次に、(2)で展開が望まれるPFI事業でございますが、1)で運營業務の比重が大きい複雑な事業、こうした事業の展開が望まれると例示的に挙げております。

1つ目のパラグラフでは、こうした事業として、現在どのような事業について手続が進められているかという点を記述しております。具体的には、医療・福祉施設、廃棄物処理施設、刑務所等に係る事業、あるいは指定管理者制度を活用した利用料金収受型の事業、こうしたものについて事業手続が進められておりますと。

2つ目のパラグラフでは、なぜこうした事業が望まれるのかという点について記述しております。読み上げますと、こうした運營業務の比重が大きく、多様な業務の統合的な履行が必要となる事業では、選定事業者に、一つの事業目的を達成するため、自らの事業計画に基づき、業務全体の履行をマネジメントする能力が不可欠になる。このマネジメントを民間部門にゆだねること等によって、民間事業者が創意工夫を発揮する大きな機会を提供できますと。それは、ひいては公共側にとってもVFMの増加ということにつながってきますと。このため、運營業務の比重が大きい複雑な事業の一層の展開が望まれると記述をしております。

次に、2)で新たな金融技術が活用される事業でございます。こちらについては、1つ目のパラグラフで、PFI事業へのプロジェクトファイナンスの活用実態について簡潔に整理をしております。こちらのパラグラフの最後のセンテンスについては、D専門委員の

ご意見を踏まえまして修正しております。前回の部会提出資料におきましては、金融スキームに特段の工夫がなされていないという書きぶりでありましたが、特段の工夫の余地が少ないものが多いという指摘があるという記述に変えております。

その次のパラグラフでは、運營業務の比重が大きい複雑な事業が展開されるに従いまして、融資金融機関等の果たす与信判断が大変重要性を増してくるという点について指摘しております。また、こうした複雑な事業が展開されてまいりますと、リスクを切り分けまして、単純ではない多様なプロジェクトファイナンスの展開の可能性があり得ますと記述しております。

さらに、将来的に市場の成熟してきた段階では、直接金融市場、また債権譲渡なども活用が行われる可能性が出てくると。したがって、新たなPFI事業の進展に従い、我が国の金融技術のイノベーションが図られるとともに、その普及が望まれると結んでおります。

次に、3)でございますが、こちらについては、表題を前回の部会から修正しております。当初のタイトルは「地域企業がコンソーシアムに参画する事業」としておりましたが、E専門委員からコンソーシアム構成企業になるかという限定をつけず、ここで主張したいことは、地域産業の活力を向上するという内容でございますので、その点をタイトルに生かした方がよろしいというご意見がございました。そのご意見を踏まえて、このように変更しております。

1つ目のパラグラフでは、一般論として、地域企業がPFIに参入することが難しいというご指摘があると。2つ目のパラグラフでは、しかしながら、その事業展開をよく見てみますと、地域企業が代表企業としてコンソーシアムに参画して落札しているケースも現れてきておりますし、地方公共団体が行っている多くのPFI事業では、コンソーシアムに地域企業が構成企業として参加しているといった実態も見られるところであると。今後望ましい方向性を考えると、PFIで大手企業と地域企業が協働し、その協働の中で、大手企業から地域企業へのマネジメントも含めた様々な技術移転が進むことが想定されると。こうした点を鑑みると、地域産業のイノベーションを図っていくという観点から、PFIというのも生きてくるのではないのかと。また、この節の最後のパラグラフでは、同様の趣旨について、地域金融機関への技術移転を期待するという内容を記載しております。

次に、第3章、PFIの重点課題とその対応についてでございます。こちらの頭書きにつきましては、先ほど参事官からご説明させていただきましたように、B専門委員、E専門委員、F専門委員から、具体的な措置がどのようなバリエーションで記載されてい

るのかを、冒頭に記載した方が読み手によくわかるというご指摘、また、ここで具体的に記述した措置にとどまらず、今後もPFI事業の実施状況について引き続き検討して、必要な措置を講じていく必要があるという点を強調した方がよいというご意見がございましたので、そのとおり整理させていただいているところでございます。

(1)の官民間の適切な責任・リスク分担の実現というところでございますが、こちらの頭書きについては、前回部会に提出したのから特段の変更はございません。PFI契約で民間事業者に事業実施のインセンティブをどのように付与するかという点の基本的な仕組みについて整理をしております。

次に、1)の運營業務の比重が大きい複雑な事業という部分でございますけれども、ここでは、1つ目のパラグラフの末尾を、F専門委員のご意見を踏まえまして修文しております。「これらの事業スキームは、公共施設等の運営、あるいは運営支援などのサービス提供によって、選定事業者が公共サービスを利用者に提供するものであり、PFIの本来の主旨に最もかなっているともいえる」と記述しております。

その次のパラグラフについては、こうした事業については、より一層事業継続性の担保策が重要になってくるという記述をしております。そのためには、関係者の事業継続という目的に向けたインセンティブのコンパティビリティの確保が大事であるという点を記述しております。

下から2つ目のパラグラフでは、こうした事業継続をいかにして確保するかという観点から、特に金融機関と公共との間で結ぶ直接協定の重要性が高いという指摘をしております。そのため、こうした事業については、公共側もその直接協定の内容について一層慎重な検討が必要であると。こうした考え方を受けまして、最後のパラグラフで、政府は、運營業務の比重が大きい複雑な事業の展開状況を見据えつつ、これら事業におけるリスク分担等事業契約及び直接契約上の基本的な論点、特に融資金融機関等によるステップイン手続について、新たに調査検討を行うべきである、その上で、基本的な論点についてガイドラインを充実する必要があると整理をしております。

次に、2)官民間の適切なリスク分担の設定でございますが、こちらも前回の部会提出資料から基本的に変更しておりません。ここで説明していることは、リスク分担に当たって、民間側はリスクに応じたリターンが必要であることを踏まえて、公共側は適切なリスク分担を設定し、これを約定することが重要であるということを記述しております。

次に、3)で、平成13年のPFI法の改正によって、民間収益施設をPFI事業用施設

と合築する場合、その合築する民間収益施設について、譲渡していくことを政府としては積極的に検討すべきではないかという記述でございます。こちらについては、前回の部会での議論も受けまして、趣旨については変更はございませんが、記述ぶりについて幾らかの修文をしております。

1つ目のパラグラフで、平成13年のPFI法の改正により、PFI事業として整備する公共施設等と、PFI事業以外の事業として整備される民間収益施設を合築する場合、一定の条件のもと、選定事業者に対し行政財産である土地を貸し付けることが可能となっております。

しかしながら、次のパラグラフですが、現行のPFI法においては、その貸し付けの相手が選定事業者に限られているので、民間収益施設を選定事業者以外の者に譲渡することができません。そこで、内閣府をはじめとした政府は、適正な手続の担保など国公有財産の管理の観点等も踏まえつつ、その土地の貸し付けを公共側が適切と認める者に対しても認めて、民間収益施設を選定事業者以外の者に譲渡することが可能となるよう、PFI法を改正することについて積極的に検討すべきであると。

この譲渡についての論拠として、2つの事項を整理しております。

まず といたしまして、公共側の民間収益施設の買取りリスクの軽減でございます。現行のPFI法のもとでは、公共側は、行政目的の有無にかかわらず民間収益施設を買い取らざるを得ない状況も想定されます。そこで、ここでは「特定認定者」と仮に呼ばせていただいておりますが、第三者に行政財産である土地の貸し付けを認めることによって、選定事業者ではなくなった民間事業者またはその他の者に民間収益事業を継承させることができるようになります。これによって公共側は、事業契約の満了時や中途解除時の民間収益施設の取り扱いの明確化と選択肢を増やすことができ、民間収益施設の買取りリスクを軽減することが可能になりますという内容でございます。

次に といたしまして、民間収益事業に伴うリスクをPFI事業から回避するという内容でございます。現行のPFI法のもとでは、PFI事業として整備する公共施設等と民間収益施設のための行政財産である土地の貸し付けは選定事業者に限られております。このため、PFIの基本方針において、PFI事業へのPFI事業以外の事業に伴うリスクの影響の回避または最小化のための適切な措置を講じることが求められているにもかかわらず、民間収益事業の営業権の第三者への譲渡という、より確実なリスク回避の手法を選択することができない状況でございます。そこで、特定認定者への行政財産である土地の

貸し付けを認めることによりまして、その選定事業者が負担している民間収益事業に伴うリスクを第三者に移転することが可能になりますと。このようにして、P F I 事業への P F I 事業以外の事業に伴うリスクの影響の回避を確実なものとするのが可能になりますという内容でございます。

合築の件に関しましては、こうした法改正の検討と関連いたしまして、政府は、実務上の論点についても調査・検討を行う必要があると記述しております。

(2) といたしまして、事業者選定手続における公平性・透明性と経済性の確保とございます。この頭書きの部分については、前回部会に提出したものから基本的には修文をしておりません。事業者選定の基本的な制度についての説明をしております。最後のパラグラフでは、P F I 事業の事業者選定に関しては、多くの課題があるという指摘をしております。

次に、1) ですが、前回提出したバージョンでは、事業立案に当たっての市場情報の収集という点にどちらかというところを力点を置いた書きぶりをしておりましたが、まず公共側がどういう要求水準、また創意工夫の発揮をどういうところで期待しているのかについて、的確かつ正確に伝えることが大事だということに力点を置いた記述ぶりに修文しております。

2 つ目のパラグラフ以降については、ただいま申し上げましたように、まず、民間事業者が公共側の示す要求水準や公共側がどういう点に創意工夫の発揮を期待しているのか的確に把握できるほど、民間側は公共側の事業目的に沿い、かつその期待にこたえる創意工夫の発揮を図ることができると。これは、ひいては公共側にとっても V F M の発現を図ることにつながりますと。このため公共側は、あらかじめ収集しました市場情報を踏まえ、入札公告よりも前段階で契約書案及び要求水準書案を作成し、公表することが必要でございますと。また、入札公告の審査基準におきましても、公共側がその事業にどういう点を期待しているのかを民間事業者に正確に明確に伝えるという工夫を十分にすることが重要でございますと記述しております。

また、現在進捗中の事業について、民間事業者をはじめとしたご指摘の中には、要求水準や審査基準が不明瞭であったり、場合によっては簡潔過ぎるようなケースがあって、こうした重要な点、つまり要求水準、創意工夫の発揮を期待している点がよくわからないものもあるというご指摘がございますと。こうした指摘に対し、さらに一層どのようにこたえていくかという点でございますが、一旦公表した文書につきましても、公共側は民間事

業者との間で質疑応答を行って、自らが期待する点を適切に伝えるよう努力をしていく必要があると。また、リスクの適正分担の観点から、民間事業者の意見について、必要があれば契約書案や要求水準書案等に反映していくことが望ましいと。それでも、何が欲しいか、どういう点に期待するのかうまく伝えられないような、性能基準の表記が難しい部分につきましては、性能基準の代替として仕様例を提示する方法等も選択肢として検討され得るということをご記述させていただいております。

次に、2) のマネジメント能力などの評価という部分については、初めのセンテンスに、運營業務の比重が大きい複雑な事業については、サービス提供にかかわる主体すべてが潜在能力があったとしても、効果的にマネジメントされない場合、公共が要求するサービス水準の安定的・継続的な提供が困難となるという記述がございます。ここについてはE 専門委員から、実際にその業務を行う方の潜在能力だけではなくて、契約関係についての観点もあろうというご意見を頂戴しておりまして、「サービス提供に関わる主体すべて」という表現に修文をしております。

このマネジメント能力のほかに、不確実性という観点では事業の需要変動リスクがございます。こうした需要変動リスクにつきましても、民間事業者提案の収支予測の妥当性について検証する必要があると。こうした評価・検証の客観性・信頼性を高めていくことが望まれますと記述しております。

最後のなお書きの Paragraph につきましては、仮に、完全市場において、融資金融機関等も含め関係者間で完成度の高い契約関係にある場合においては、その事業の安定性についての判断が金利水準に見てとることが可能であるということを書いております。

次に、3) では、二段階選定手法の活用について記述しております。こちらについても、基本的な書きぶりについては前回の部会から変更しておりません。

初めの Paragraph では、PFI 事業では、民間事業者から詳細な事業計画、事業提案を提出していただく必要がございますが、この提案作成にかかる民間事業者のコスト、またそれを評価する公共側のコスト、双方相当の費用がかかりますと。民間事業者の負担するコストの増加というのは、入札参加意欲を減退させるものであって、それは公共側にとっても、VFM の発現をしようという意思に対しマイナスの効果が生じると記述しております。こうした点に鑑み、審査の適正性や公平性を阻害しない範囲において、法に基づく資格審査として、事業計画の概要を提出していただいて、入札参加者の一次審査を行えることを平成15年3月の関係省庁連絡会議申合せにおいて明らかにしております。

最後のパラグラフでは、この一次審査において、どのような事項をご提出いただいて審査するかという点が評価の適正性と公平性の観点から重要であると。一つの考え方としては、中心となる運營業務の専門性に鑑み、その業務の知見、経験、また提案を実現する能力などに重点を置いて審査すべきというご指摘がございますということでございます。

次に、4)でございますけれども、事業者選定の在り方の検討でございます。こちらも前回の部会の記述ぶりから変更しておりません。政府においては、PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定契約手続の実態調査と必要な措置についての検討が行われるとともに、PFI法附則3条に基づき、公共施設等に係る入札制度の改善の検討を踏まえつつ、公共施設等の管理者等にとって最も望ましい事業運営を行う事業者選定のあり方について継続的に検討が加えられる必要があると記述しております。

次に、(3)のVFM評価の客観性・信頼性の向上でございます。こちらは、前回の部会では「VFMの適正評価」と書いてございましたが、全体として見直しまして、タイトルを本文中の表記に合わせて書きかえてございます。内容については、基本的には前回の部会から変更しておりません。

1)として積算項目の計上でございます。従来の公共事業の場合には積算されないような費用項目が、PSCやPFIのLCCの算定で計上されない傾向があると。その代表として、金融に係るコストが挙げられるという内容でございます。

2)としてリスクの定量化でございます。ここでは、VFMの算定に当たってリスク管理コストをできるだけ定量的に把握することが望まれますと。これを実現するために、リスクを特定し、定量的に把握するためのデータ整備が求められると。今後詳細なデータを蓄積していく努力が求められますということでございます。

3)割引率の設定でございます。こちらも前回の部会提出資料から基本的に変更はございません。伝えたいことといたしましては、議会に提出される予算額が実際の資金フローの積み上げ額であることなどの理由から、この割引率という概念が、なかなか公共部門での内部の理解が得にくい、また、割引率の設定値の妥当性について議論が長引くというようなお話を頂戴しているところでございます。このため、政府においては、VFM評価の客観性、信頼性を高めるため、こうした割引率等の考え方についての研究をします。その考え方に基づく実務的な算定のあり方についても、政府が引き続き理論的かつ実証的な検討を行う必要があるとうことでございます。

次に、(4)いわゆる「イコールフットィング」論でございます。こちらについても、

前回部会提出資料から基本的な変更はございません。

まず、1)として税制上の措置でございます。初めのパラグラフでは、現行の税法上の措置について整理をしております。地方税、国税という順番になっております。

次のパラグラフでは、PFI法に基づくすべての事業の資産課税の非課税措置の要望というものを内閣府で行っておりまして、それに対して政府部内でいかような議論があったか、税務当局でいかような見解が示されたかということをご紹介します。

その次のパラグラフでは、与党の税制改正大綱におけるPFIの取り扱いについての考え、決定事項を記述しておりまして、こうした流れを受けまして、政府は引き続きPFIに係る税制上の必要な措置のあり方について検討する必要があると記述しております。

その次のパラグラフでは、PFI事業における大規模修繕引当金に関するご要望の内容、またそれに関しての政府税調の報告の記述をご紹介します、今後の措置がどうあるべきかについて記述をしております。

次に、2)として、国庫補助金の交付でございます。こちらについても記述の変更はございません。

1つ目のパラグラフで、補助金交付の取り扱いについて、これまでどのように政府が取り組んできたかをご紹介します。具体的には、関係省庁連絡会議において補助金交付要綱等の見直し等必要な措置を講ずる旨、申し合わせをしたということございまして、この申し合わせに基づく現状の見解及び措置の状況については、先ほど参事官からご紹介させていただきました資料集にございますとおり、BTO方式の補助対象については、14年の前回調査に比べて70%から80%強へと、BOT方式についても10%強から60%強へと増加していると。前向きな対応が各省庁においてとられていることが認められましたと記述しております。政府は引き続きフォローアップを行うとともに、必要な措置のさらなる拡充について目指していく必要があると整理をしております。

次に、(5)の官民間の取引コストの縮減でございます。こちらについても、前回の部会の記述から基本的な内容についての変更はございません。

1番目のパラグラフでは、PFIというものは、公共側が行おうとしている公共サービスの提供を民間事業者にやっていただくものでございますので、官民間で取引コストが生じますと。現在まで一定程度の事業の展開があって、ノウハウの一部については定着しつつあるものもございしますが、これから複雑な案件が出てきますと、それに伴って官民間の

取引コストが増加することが一般的に想定されます。このコスト縮減のためにも、ガイドラインの充実とともに、官民間の相互理解の醸成というのが重要な課題になってまいりますと記述しております。

次のパラグラフでは、公共側は民間事業者の商慣行や利潤動機についての理解を、逆に、民間事業者は、PFI事業がそもそも公共性・公益性が重視される公共事業であるということ、また、現行の行政法令が適用されるという特質についての理解をと、相互にこれらのことを理解する必要がありますということを記述しております。

特に公共部門につきましては、PFIの活用ノウハウについて習熟が必ずしも十分でないことが多いというご指摘がございまして、こうしたノウハウの習熟について、政府が支援することがPFIの定着・普及の観点から不可欠でございます。

そして、その政府の支援というのは民間事業者の負担軽減にも寄与するものであると。というのは、民間事業者から様々なご指摘を頂戴しておりますが、ご指摘された問題の中には、公共側が手順やノウハウを習熟していないところから起因している問題も見受けられると。こうした点から、政府の公共側へのこうした支援は民間事業者の負担軽減にも寄与するものであろうということでございます。

したがって、次のパラグラフで、PFI事業に係る実務的情報・知識をPFI事業を行う公共部門の実務担当者が共有して、その情報を進化させていくようなシステムの開発が必要であろうと。具体的に政府が講じるべき措置といたしましては、公共部門が円滑にPFIの導入を図るために必要な「PFI導入検討段階からPFI事業の終了までの手続き」等についての新たな調査・検討、PFIに関するデータベースの充実、具体的には事例集の作成、また事例集の定期的な公表と、実務上のノウハウ等に係る問答集の作成・公表、内閣府のPFI推進室のホームページの充実などが挙げられます。

最後から2番目のパラグラフになりますが、官民の実務担当者にとって、事業手続の円滑化やリスクの特定・定量化の観点から、現行法令の明確な解釈情報というのは不可欠でございます。このため政府は、地方自治法における指定管理者制度の運用についての助言を行ってその普及を図る、また公物管理法、都市計画法を含めた土地利用規制に係る制度についての解釈に係る情報について明確化を行って、その普及を図る必要がございますと記述しております。

最後に、「さらに」とございまして、今般政府に寄せられましたご要望、ご意見の主なものにつきましては別表に掲げてございまして、政府が事実関係を確認した上で、必要に応

じ検討内容等を公表すべきであると締めくくっております。

次ページに、「おわりに」とございますが、こちらにおきましても、我が国のPFI事業が始まって間もなく5年になろうとしておりますと。PFI法の附則2条では、政府はこの法律の施行の日から5年以内に、この法律に基づく特定事業の実施状況について検討を加え、必要な措置を講じるものとされておりますが、政府においては、この報告書の趣旨を踏まえまして、我が国におけるPFI事業の一層の発展に向けた様々な措置が講じられることを期待するものでございますというように記述をしております。

報告書本体の説明は、以上でございます。

山内部会長 どうもありがとうございました。

それでは、今ご説明がありました中間報告案ですが、これについて、説明をもとに皆さんでご議論いただきたいと思えます。特にどの章からとか、あるいはどの部分からというふうに区切りませんので、委員の皆さんでご意見ある方はご発言願えればと思えます。

どうぞ、A委員。

A委員 ちょっと資料配付をお願いしました関係で、誤解を招くといけませんので、最初に簡単にご説明申し上げたいと思えます。

インターネットでのやりとりに齟齬がありました関係で、修文の段階がちょっと異なります。

実は、修文をなされたので半分ぐらいに減らしたんですが、ここに挙げた私のメモにつきまして、挙げた項目はこれですけれども、該当箇所が変わってしまっていますので、ちょっとそこだけ説明をさせていただきたいと思えます。

1はちょっと重たいので、2から5まで先に申し上げます。

2につきましては、4ページの28行及び7ページの8～9行とありますけれども、4ページの26行目と7ページの7～8行目ということになるかと思えます。

次に3は、19ページのこのところは丸々なくなっておりますので、5ページの26行目に修正文のところで「関連する法制度および市場環境が整備されることにより」というものを挿入していただくようお願いをしたいというふうに変更させていただきます。

4番目は、16ページの20～22行目とありますけれども、これは16ページの27～29行目に変更しております。

5番目は、19ページの29行目ということですが、20ページの1～2行目ということになります。

1の方は、13ページの16行から次のページの7行とありますけれども、13ページの6行目から14ページの10行目になろうかと思えます。

2から5までは非常に細かいことなのでここは別にしまして、許していただければ、1についてちょっと私のコメントを申し上げたいと思えます。

ここに書いてありますとおり、国公有財産の有効利用、高度利用というのは当然に求めるべきでありまして、趣旨としては私も賛成でございます。

賛成ではあります、ここでの書きぶりを見ますと誤解を招きかねない、あるいはPFIに対する疑念を引き起こしかねないのではないかという懸念がございまして、やはりPFIにおいて行政財産の貸し付け先をPFI事業者以外に拡大するというご趣旨だろうと思えますけれども、ここで書いておられるとおりに考えますと、一体だれに対して幾らそれが譲渡されるのか。

ぱっと見ますと、もともとのこの案では「営業権」というような表現もありましたが、この最終的な報告案ではそれが落ちているわけでございますけれども、いかにもPFI事業者が初めから決めた特定の事業者に対して譲渡できると、こういうように受け取られるのではないかと。そうしますと、一般的な国有財産とか公有財産の処分のいわゆる公売の制度でございましてか入札というような制度とは全然違うことを考えているように受け取られるのではないかと。この辺は、ご専門の方がおられるんじゃないかと思えますので、ご意見を承りたいんですが。

そこで、3つのことですね。収益施設と一般的に言っておられますけれども、リスクとか引き受け責任というのがここで問題点として指摘されているんでございますが、附帯する収益施設でレストランでございましてか駐車場ですね、これはPFI事業で必要であろうと考えられているような事業が考えられていたわけですが、もともとはですね。しかし、そのリスクの分担でございましてか損益の負担というのは公共部門に属さない、民間事業者が負担すべきものとして当初から考えられているわけです。それはリスクの移転とかそういうのとはちょっと違うわけですね。その意味での収益施設というのは、PFI事業に附帯する収益事業であろう、あるいは施設であろうということは明確なので、これはそれだけで考えれば余り問題はないんだろうと。

しかし問題になるのは、例えば典型的な事例として考えれば、高層ビルなんかの場合に、附帯収益施設と言われますけれども、これは附帯じゃなくて、一緒に併設されるにすぎない収益事業であって、それはもともと公共部門が指定するものじゃなくて、賃貸ビル、オ

フィスも考えられますけれども、賃貸住宅もあれば、あるいは特定の企業が本社として使いたいというようなケースも考えられるわけで、いろいろな形があり得るわけですね。

そういう場合に、果たしてこのような表現でいいのかどうかということになるかと思えます。それは議論を尽くしていないのではないかというのが私のコメントでございますので、ここに挙げている対象となるような収益施設、その種類についてきちんと議論をすることと、2番目では、譲渡という場合に、ここでは営業権の価格とありますけれども、この案では落ちております。しかし、譲渡する場合、当然価格というのを考えるわけで、その価格形成をどうするかというプロセスにかかわる問題があるんじゃないかと。

その次に、2次取得者となる、ここでは特定認定者というような表現があるんですけども、これはどのように決められるのか、あるいはだれに対して認定するのかというような問題もありますので、これは一般的な公売のような制度によるのか、あるいは随意でやるのか、それによっても違って来るでしょうし、この辺のところの議論を尽くす必要があるのではないかということだと思います。

1番については、そういうことです。

山内部会長 ありがとうございます。

A委員のこの1番のご指摘について、実は少し事務局とも話し合ったのですが、私の印象では、事務局が持っている認識はA委員のご認識とそんなに大きなずれはないと思っております。

A委員 特定認定者に売却できるといきなり書かれているので、ちょっと誤解を招くのではと。

山内部会長 そうですね。その辺のことで少し事務局の対応を説明願います。

松田参事官 部会長が言われたとおり、A委員の認識と事務局の方の認識は余り変わらないと思います。

まず、民間収益施設の性格でございますが、従来の民間収益施設の性格を全く変えるものではございません。あくまでもPFI事業本体に附帯する事業ということで、現行の法律第11条の2にございますように、公共施設等の管理者が、必要があると認めるときは、そのPFI事業の用途または目的を妨げない限度において貸し付けることができるということでございます。そこは全く性格が変わるものではございません。したがって、民間収益施設を主としたような事業というのはあり得ないと考えております。

また、公正な価格の形成や資格認定要件ですが、これは具体的に検討を進める中で手続

等が定まってくるような話でございまして、これについては「適正な手続きで」ということを書き込ませていただいているところでございます。

譲渡先の方についても、適切な手続のもとに認定されなくてはいけないというご指摘もごもっともでございまして、委員会の報告をいただきましたら、その点について、また検討が具体化されていくものと考えております。

山内部会長 ということで、基本的認識は変わらないと思うのですね。

A委員 PFI事業者が譲渡できるとなりますと、例えば土地についての賃借権の価格とか、要するに地上権だとか、あるいは場合によっては区分所有であるとかいうこととなりますと、PFI事業者が売るかどうかなりますと、ちょっと問題が出てくるんだと思いますね、単純に言ってしまいますとね。だから、そのところはちょっと気をつけて表現していただきたい。場合によっては、公共側が売ることになるということもあり得るわけですよ。

山内部会長 いかがですか。

浅野間室長 すみません、少し細かいご説明になります。

13ページですけれども、実は先日の議論を踏まえて、担当の財務省や総務省と協議を始めております。今の譲渡というところですが、13ページの3)の第3パラグラフで「そこで」という記述が出てまいります。「内閣府をはじめとした政府は、適正な手続きの担保など国有財産の管理の観点等も踏まえつつ」という記述ですが、これは財務当局の方からの強いご指摘がございまして入っておりますので、こういう枠組みの中できっちりやるということでありませう。

それから、今の譲渡というお話は、上物のフロアは実は民間の所有でございまして、これは売れるわけですね。問題は、その底地が貸し付けられるかどうかということでございます。売ったはいいけれども、売った先が底地の貸し付けを受けられないと、実は買っても意味がないということでございます。譲渡は今でも可能ですが、問題は、それについてくる底地の部分、これを貸し付けていただくということでございます。より正確に申し上げますと、譲渡は今でも自由でございまして、その底地の貸し付けを新しい人が受けられないので、貸し付けができるようにということでございます。このパラグラフは非常に書き方が難しいのですが、譲渡することが可能になるように改正して、新しい人に貸し付けることができるようにと、こういう趣旨で書いております。したがって、その新しい人に対する土地の貸し付けは、既存の国有財産法なり会計法に沿って、しっかりとした価格、

公正な価格で貸し付けられるというのは当然の前提ということでございます。

A委員 私が申し上げている意味はお分かりいただけていると思いますが、例えば借地権つきの建物を売るとかそういったときに、その建物のコストだけじゃないですよと、一般的には。それも起こり得るし、あるいは区分所有とすれば、土地の持ち分所有の部分の価値もくっついてくると。そうすると、上物だけを勝手に売買できて、あとは後づけ的に借地契約が結べるという表記だと、ちょっと誤解を招くんじゃないですかと、こういうことです。

山内部会長 意図していることはそんなに変わらないのですけれども、A委員のおっしゃるように、その表現がそういう形でとると誤解の可能性があるかと、こういうことだと思います。

A委員 ちょっと質問を変えますが、要するに50階のビルを建てますと、10階しか要りませんと、40階はもう賃貸ビルでやった方がもうかると、あるいはホテルでもいいですけどもね、そう思った人が、要するに値段はほとんどタダでいいから、PFIで手を挙げて勝ち取ったと。そうすると、裏で値段を操作して2次取得者に渡して、値段をうまいこと操作して取るだけ取って、残りの利益も自分のポケットに入れて、公共部門には、後で50のままで返せばいいんでしょうと言って話を済ませようとしたら、そういうことはあるべき事態じゃないことはだれも考えるわけですけども、防げるんですかと、単純に言えばそういうことなんです。

浅野間室長 今回意図しておりますのは、既存の財政とか会計のルール、これは変わりません。現在PFI法で登場する人物は選定事業者しかございませんので、その選定事業者にもう一人プレーヤーを加えることができるように変えたいという意図でございます。既存の財政とか会計のルールは変わらない。変なことはできないように、当然会計検査院もいらっしゃるわけですし、そうご理解いただいた方がわかりやすいのかと思います。

特定というのは、適正手続で決まった方という意味でございますので、随意契約ではございません。

今の表現ぶりについてですが、13ページの3)の第3パラグラフの1行目で「適正な手続きの担保など国公有財産の管理の観点等も踏まえつつ」とございますので、今のご懸念はないのではないかなと思うのですが、いかがでしょう。

G委員 今の点についてですが、先ほど浅野間さんがご説明なさったように、底地の部分は、国や地方公共団体と選定事業者との貸し付け関係なわけですよ。それで今問題に

なっているのは、上の部分を選定事業者が他の者に売却するという場合ですよ。

だから、その場合については、手続をどうするかという問題が残ってはいるけれども、別に会計法令が及ぶわけではない。それをどうするかというのは検討課題ではあるけれども、現行法では直ちには踏み入ることのできない問題だと。契約によって枠をはめるとかそういう考えはもちろんこれから出てきますが、やはりそこは民民の問題なのですね。残るのは、公共の側との関係は貸し付け関係のところ、そこを貸し付けが後の方の人との関係でできるようにしましょうというご提案ですよ、これは。

浅野間室長 左様でございます。そこは、これから財務省さんや総務省さんと制度をつくる勉強をするわけでございますけれども、当然今おっしゃったことをクリアさせないと、逆に形にならないのではないかと、お認めいただけないのではないかと考えております。

A委員 問題が認識されていればいいです。私が申し上げたことはお分かりいただけると思いますが。

浅野間室長 はい、しっかり。

山内部長 A委員のご指摘は非常に重要な点で、何らかの形でPFI事業そのものを歪めるようなことになってしまうと、これは元も子もないので、そういう点を踏まえた上で検討させていただくということだと思います。

どうぞ、F専門委員。

F専門委員 今のご指摘も含めて、後の方で指摘になった4番ですが、そのほかの部分についてもどういうふうに対応されるか、仮に修文の調整でもある場合、少しコメントさせていただきますけれども、4番の「一次審査の際、価格要素を織り込む必要があると共に」ということで、理由として、一次審査といえども価格は重要な判断材料であるべきでありというコメントがあるのですが、二段階審査で、一次審査について民間事業者の負担を軽減するポイントが1つあるわけですが、今までの事例を見ましても、一次審査で価格提案を求められているケースというのは、まあゼロではないようではありますが、ほとんどないということでございます。我々民間から見ると、一次審査で価格を求められるということは、これは非常に厳しい要求になってしまうと思いますので、これですと余り負担軽減の実態がなくなってしまうのかなと思います。何か認識として、少し我々とは違うなと思っております。

A委員 ここで書いた理由は、従来一次審査というのは資格審査なんだろうと思いますね。資格審査を入れますと、私の提案では三段階になるわけです。ただ、資格ということ

は、当然に資格がない者が応札しても意味がないわけですね。だれでも応札できるような事例もございますけれども、例えば医療だとか専門の資格を要するようなケースの場合、資格のないコンソーシアムが応札したってこれは無理な話でございます、あるいは建設関係でも当然資格もあろうと思います。

そうしますと、その部分で絞り込むというのは非常に難しいと思うんですね。それはそれでもう別だと。当然のことだとして、その次に絞り込む、例えば3社とか4社に絞り込んで、さらに精緻な選定をする場合には、概算的な価格というのはどうしてもつけないと、例えば100社のうちから3社を価格を別にして選ぶというのは、むしろ不公正になってしまう可能性がある、ということでも申し上げているわけです。

ただし、そうしますと逆の問題が起きると。負担の問題もあるかもしれませんが、自分のところの提案というのは、値段をある程度念頭に置いてあるわけです。ところが、それは当然概算で、とりあえずは出さざるを得ないと。精緻な計算をし直した場合に、当然違いが出てくると。

そういうことを前提に考えますと、最初の提案がいい加減で、価格のことを全く考えないでやって、いいことだけ言って、値段も反映しないで、3社か4社に絞られたと、これも問題になるでしょうし、概算の価格と全然かけ離れた積算価格を最後に提出する、これも問題になろうと。あるいはWTOとの関係も出てくるといって、そのこのところのルールをきちっとしないと、これは難しいのではないかと。

しかし、そのこのところであれば、現行の、例えば会計法なり地方自治法から来る制約も乗り越えられるのではないだろうか。あえてそれらの法律を改正しなくても、現行でも可能なのではないかと、こういうふうを考えているということでございます。

F 専門委員 一次審査というのが資格審査ではないというのは私も認識をしております、現実には資格審査的なものはたくさんございますけれども、今取り上げているのはそうではなくて、いわゆるミニプロポーザル的なものを出させるというケースがたくさんございます。そういうものについても、大半は価格というのは求められていないわけですし、概算とおっしゃりましたが、やはりPFI的なものについて、一定の責任を持って価格を出すというのは非常に手間がかかるわけです。今までの例では、10とかいうグループから3グループ、4グループという絞り込みが、価格なしのミニプロポーザルでされているケースはたくさんございますし、我々としてはそれで絞り込むのは仕方がないことかなと認識しております。

当然、価格は念頭に置きながらある程度経済性を考えた提案を行いますが、それは実際にお金をはじくわけではなくて、そういうコンセプトの中でまとめていくということになります。それで二次審査にいて、とんでもなくなってしまったというのは、当然失格となっても仕方がない、それはその責任の中かなと思っています。

ですから、基本的にはミニプロポーザルをやって、お金というのはその段階では出さない。出すこと自体がかなり大変な作業でもありますし、一度出してしまうと、いろいろな意味でそれに引っ張られてしまうということもあるのではないかと思います。現実そういう形で行われているのがほとんどだということも、付してコメントさせていただきます。

山内部会長 私も実はこの間、運営主体型のPFI事業の審査において、F専門委員のおっしゃったようなミニプロポーザルを出していただいて、それから実際のプロポーザルということで、二段階選抜でやりました。ミニプロポーザルの内容で要するに何を見たかということ、これは運営主体型だったものですから、何をやりたいかということを理解してもらっているのかどうかということを見ました。その辺のことを中心に見て、余りかけ離れたことで運営をやられると困るということで、それで点数をつけて一次審査をやったことがあります。

ですから、お金というのは非常に重要なことですが、恐らく最初から運営主体型でお金を全部入れてというと、かなり提案者の方の負担になるのではないかと思います。私も認識しているのですが、いかがですか。

A委員 それについてはおっしゃるとおり、えらくコンセプトが異なったりしたら当然最初に排除した方がお互いの負担がないんだろうと思うんですね。

ただ、考えてみますと、実施方針の段階でLCCを考えてみたら、価格と離れて選定するというのは、やはり考えにくいわけですね。そうしますと、今おっしゃられるようなステップというのは、実はここでいう一次審査の前の段階で、コンセプトとかある程度絞り込む段階ではっきりさせるということになるかと思うんです。

そうすると、価格と離れて最終的に、これからそういうものを採用するにしても、ある程度絞り込むわけですね。そうすると、価格を関係なく絞り込めるのかと。除外するのは構わないんですけども、そこを言っているんです。

山内部会長 そういうケースは、実は数は少ないですけども何社か出てきて、それで一次審査で絞って、絞った中で、ある1社は、二次審査の段階で予定価格をオーバーして失格になったのですけれども、恐らくF専門委員おっしゃるのは、それはそれで仕方

がないということだと思います。

だけれども、あの価格を出すのはかなり大変なことで、最初の段階でふわっとしたものを出して、実は予定価格を上回っていたというのだと、またいろいろ問題になるのかなという気も少ししますね。

B 専門委員 この問題は全然議論されていないんですよ。二段階選抜が必要だというのは確かなんです。ただ、実際にどうやるかというのは全然議論されていなくて、例えば今みたいに価格を入れない形での二段階選抜が必要だということも議論されていないんです。

やはり P F I ですので、より効率的なものを求めるということになると、二段階選抜で価格を入れないという話、例えばミニプロポーザルになりますと、実は民間の中ではまた、ミニプロポーザル向けのノウハウというのがだんだん出てきているんです。とにかく書き方も、こう書けばいいというのがだんだん出てきて、そうすると結果的には、そのノウハウをある程度持つ人と、それから比較的価格が高い人が残ってしまう可能性があるんですね。そうすると、その段階で本当に公共が求めている者が落ちてしまう可能性があるんです。

ですから、これについては本当に議論されていないので、逆に言うと、どっちと今は時間の関係でできないと思うんですが、価格を入れないという形を決めるところまで議論されていないし、それから入れるというところまで議論されていない。具体的にどんな方法がいいのか。例えば資格審査的な形での二段階がいいのか、本当の二段階審査がいいのか。やはり国際的にも、価格を入れながら段階審査をやっていくというのが一般的な形だし、そこに対して日本の P F I が段階審査をどういう形でやっていくのかということについては、本当は、これはメインテーマの一つなんですけれども、全然議論されていなかったんです。

E 専門委員 私も B 先生と同じ見解で、多様な可能性があってしかるべきだと思います。今ここで決めるのはよくないとともに、やはり公共の立場から、本当に公平で合理的な評価判断基準ができるのか。部会長がおっしゃられたようなケースもございますね。そうでないケースもある。あるいは B 先生のおっしゃられたように、やはり一定の概算がない限り、到底公平な選定と言えないものが出てくる。ただ、民間事業者に負担がかかるというのは、全体のプロセスの中において、やはりそれは考慮されるべきでしょうし、今の段階ではまだご議論されていませんから、ぜひとも今後検討せざるを得ないという事項として

取り扱い、ここでは報告書に書いても仕方がないなという気がいたします。

F 専門委員 私の方も、原文で特に問題はないと思うので、ここで織り込む必要があるとお書きになるのはちょっとというコメントでございまして、ケース・バイ・ケースで、当然それはないとは思いませんし、現実にあるのも理解しております。

山内部会長 私自身も、結論的には、今B専門委員、E専門委員がおっしゃったようなことだと思えます。比較的単純な事業だったら、価格を最初から入れてそれでというのもあり得ると思えますし、恐らくこれは事業の内容によって違うのだと思えます。ですからここで結論を出す必要はないし、議論していないわけですから、その辺を踏まえて修文ということだと思えますね。確かにA委員のように、絶対に入れるべきだというのは、少し難しいと思えますので、そういうことでいかがでございましょうか。

そのほかにいかがでございましょうか。どうぞ、G委員。

G委員 前回の3章、4章を1つの章にまとめられて、大変よくなったと思えます。

それで、3つ申し上げたいと思えます。

1つは、この部会報告としてどうかということではないのですが、仮に推進委員会の報告として出されるときには、タイトルをつけた方がいいのではないかと。世間に発表するわけですよね。単に「中間報告」とするのではなくて、例えば「PFI事業の課題とその対応」とか、そういう方がインパクトが出てくる。大変技術的なことで申しわけありませんが、それが第1点。

それから第2点は、最初に部会長から中間報告とする趣旨についてのご説明もあったのですが、この報告書にどう書くかはともかく、この部会あるいは推進委員会自体の認識として、引き続き検討していったって、近いうちにまとめるという覚悟があつての中間報告なのか、もうこれで当面終わったのだと、2年か3年は様子を見ますよという姿勢の中間報告なのかというのは、これは明らかにする必要はないのですが、少なくとも私たち総合部会の委員としては、その辺の認識をはっきりさせておいた方がいいのではないかとというのが第2点。

3点目は、15ページの2)の直前の、創意工夫というところの質疑応答の扱いで、これは文章を読んでいると何となくわかってはくるのですが、「なお」の段落の3行目からですが、「この公開が、民間事業者の創意工夫の当該民間事業者以外の者への公開にあたる場合、公共施設等の管理者等は、所期の目的を達成できない恐れがある。」というのは、これは理由が少し抜けているように思えまして、「公開にあたる場合」の次に、民間事業

者からの提案が抑制されてとか、何かその理由を挿入された方がいいのではないかと思います。そういう趣旨に読んでいいのかわかりませんが、要するに秘密にしておきたいことがわかってしまう、そういう単純なことですよ。だから、それをわかりやすく入れていただいた方がいいのではないかと思います。

以上3点です。

山内部会長 ありがとうございます。最初の点については結構大きなお話ですが、いかがですか。

B 専門委員 関連して、私もちょっとお伺いしたかったのですが、3点です。

1つは、まさにおっしゃったように、中間報告というときに、なかなか難しいので中間報告として終わったというケースが結構あるわけですよ。少なくとも我々の中ではどういう位置づけかと。

例えば、我々の中では続けて最終報告的なことをやるのか。そうすると、その中で切り分けて何をやったのか。場合によれば地方分権推進委員会みたいに切り分けた形での、中間報告じゃなくて、分離答申みたいな形で、とりあえずこれだけやるよと、切り離れた形で。そうすると、こんな余計な「残りは今後検討」なんて要らなくて、とりあえず必要なやつだけ提案するという形もあるし、そこをどうするか。これは、我々の中で意思統一しておく必要があるというのが第1点です。

第2点、これも今G委員がおっしゃったことと関係するのですが、全体の中で、だれがだれに出すどういう文書かというのが、ちょっとわからなくなっているのですね。ずっと計算してやっているとして10カ所ぐらいあるのですが、例えば初めの3ページで「引き続き活発な議論が展開されることを期待したい」というのは、これはだれがだれに期待しているのか。総合部会が委員会に期待しているのか、世の中一般に期待しているのか。

そのほか、何とかすることが重要であるとか、何とかされることを望むとか、何か受身形の記述が多いんですね。これはそもそも総合部会から委員会に出すから受け身みたいな形で書かれて、委員会で対外的に出すときにはもう少し別の表現をされるのか。全体、諸所かしこにそういう表現がすごく多いんですね。これをやはり明確にさせていただく必要がある。少なくとも他人事みたいな形というのはまずいと思うんですが、これは総合部会から委員会に出すから、そういう表現になっているのか。これは結構たくさんあると思うんです。

3番目ですが、これはいろいろご苦労があって大変だったと思いますが、この1枚紙が

あるんですけども、やはりまとめというのを書けないかなと思うんですね。要するにこれまで5年間やって、5年以内に必要な措置を講ずると。やはり推進委員会として、要するにこの5年間、PFIについて総合的にどう考えて、一応の形にのっているのか、ちょっとこの辺はおかしいから直すのか、根本的に違う方向にいつているのか。やはりこれはあるところのレベル以上になると読みませんから、1枚でまとめというのが、逆に言うと、まとめを書くというのは一番難しいというのは重々わかって申し上げているんですけども、要するにこの5年間、我々はどう評価するのか、それで今どういう形が措置として必要なのか、そこのところのまとめが書けないかなということで、今G委員がおっしゃったことを少し付言する形で一緒に議論していただきたいと思います。

山内部会長 事務局いかがですか。これで対応できるでしょうか。

浅野間室長 まず、先ほどの表題という趣旨は、サブタイトルという感じで受けとめてよろしいのでしょうか。

G委員 もちろん、サブタイトルと呼ぶかメインタイトルと呼ぶか、それはどちらでもいいのですが、世の中の人が、何年何月中間報告ということだけよりは、タイトルがあった方がぴんと来るのではないかという単純な理由です。

浅野間室長 事務局は、お決めいただければ、対応させて頂きたいと思います。

山内部会長 タイトルは、私はあった方がいいと思います。ただ、どういうふうに決めるかという問題があります。これは今の段階で部会の中間報告として出して、委員会としてタイトルをつけて出すという手もあるのかなとは思いますが、世の中に対するインパクトとしては、何か具体的内容を示すようなタイトルがあった方がいいのかもしれない。「日本のPFIを改革するために」とか、何かそういうのがあってもいいのかなと思います。いかにして決めるか、だれが提案するかという問題は、あと25分ほど議論したいと思いますので、委員、専門委員の中で、これこそはという案がありましたら、ご提案をいただいて、決めればいいのかと思います。

浅野間室長 それから、誰に向けた表現、というお話がございましたけれども、事務局の思いといたしましては、これをそのまま推進委員会にと考えております。委員の先生方も実は過半数入っていただいておりますので、部会から推進委員会というよりは、もうこれは最終的に委員会として世に問う、政府なり、あるいは国民の皆様に発信をしていただく、と私どもは考えております。

B専門委員 幾つかあるんですが、例えば17ページの事業者選定のあり方ですが、上か

ら4行目で「継続的に検討を加えられる必要がある」というのは、これはだれが加えるんですか。もし推進委員会がやるとすれば、継続的にこれから検討を加える方針であるとかいうんですけれども。

浅野間室長 とりあえず、先日も少し入札、公共調達について、大変難しい課題がある旨ご紹介をしたんですけれども、今政府の中で公共調達、入札関係について一生懸命勉強しておられます。それは発注官庁中心ですけれども、その辺りをウォッチしながら、当然私ども推進委員会といたしましても、その中でPFI独自の問題があれば、さらに深めていきたいということで、一義的には私どもということになるのだと思いますが、推進室の方で受けとめて、ウォッチしながら勉強を続けるという理解ではあります。

B 専門委員 例えば3ページの「引き続き活発な議論が展開されることを期待したい」というのは。

浅野間室長 これは、委員会主語で書かせていただいています。

B 専門委員 これは、だれがだれに期待するのですか。

浅野間室長 委員会の方で、政府なり、あるいは事業者なりという趣旨と思います。

B 専門委員 例えば制度的な問題については、これから委員会は、政府等で検討していただくことを期待するということですか。

浅野間室長 実は、もう一つのご質問にも絡みますので、先にお話をしたいと思いますけれども、今後どうするのかというお話でございます。これは部会の方で考えられると思うのですが、とりあえず事務局の方の腹づもりをご紹介いたしますと、何分少ない人と予算でやっているものですから、行政的には一番手間暇のかかる法律改正に向けた検討、これを第一にやりませんと、せっかくいただいたご報告を生かせませんので、法律改正に向けて、まず政府部内、それから国会の方にいこうと、これが一番手間暇かかるので力を入れたいと思っています。

それから、様々な課題につきましては、まさに中間報告になったわけで、半年間の勉強で、私どももこんなにたくさんあるという認識を新たにされたわけでございますけれども、その中で必要なものから予算をとり、場合によってはガイドラインの改定も視野に入れたような勉強も早速始めていきたいと考えてございます。当然、その過程の中で部会の方のお知恵をいただくということも、またこれからご相談とは考えておりますが、とりあえず6月にいただいたものを踏まえて、まず法律改正に向けた検討を全力でやる。それから予算を踏まえて勉強し、ガイドラインの改定も視野に入れたということになれば、当然また

お知恵をいただくということでございます。当面、まだ中身とかよくわかりませんが、とりあえずこの夏に向けてはそういう段取りで、少ない人数で効果的にやっていこうかと考えておるところでございます。

先ほど最後に、総括的なものというお話がございましたが、私どもも力不足でございましたけれども、当初、5年間の総括として、ちゃんとした評価ができないかという議論も実は12月からいただいております、いろいろやってみたのですが、現在148件ございますけれども、供用開始をしたものがまだ20何件で、例えばトラブルが発生したとか、あるいはおかしくなったというものが出てくれば、かなり評価ができたのだらうと思うのですが、なかなか確定的に今の時点で5年間の総括として、よかった、悪かったというしっかりしたものができなかったところは、お詫びを申し上げたいと思います。

B 専門委員 例えば外部のしかるべきところから、要するに今 P F I どのようなと言われたときに、大丈夫ですと言うのか、かなり危機的だと言うのか、そのところだけは委員会として議論しないと本当はまずいんじゃないかと思うんです。

浅野間室長 それは、「はじめに」で書いてあります。2 ページのところでございますけれども、最初に、まず5年たったというのが第1でございます。第2で、供用開始も20件、現時点は少し増えておりますが、件数だけは、なるほど増えてきております。ただ一方で、それらは、当初の P F I の趣旨に従っているのかどうか、そうでないものもあるのではないかと、こういうお話はもちろん聞いております。

ただ、その138件すべてをまな板にのせてみて、どうかという話につきましては、契約自体も明らかにしていただけないところもある中、大変申し訳ないのですが、事務局の力としては、2 ページで今ご紹介をしたような書きぶりにならざるを得なかったということでございます。委員会の方で確たるものがあれば、それはおっしゃっていただければ対応したいと思います。

B 専門委員 ある面でいくと、本当に我々今評価しようとしているけれども、P F I 推進委員会というのは、ではこの5年間何をやったのか、P F I 推進委員会のバリューを問われる面もあるわけですね。これまでの実績がこれだけあると、それについて、やはり法律を見ても調査・審議しなきゃいけないわけですね。

そこについて、実はそこは欠けていましたと。それで、今何らかの中間報告を出しますよというのは、やはりそこはベースが欠けていまして、これまでについて一応こう理解すると、それでこの辺がどうだから、とりあえず制度的な改正、こういう形でやります、こ

これは検討しますという形がやはりベースにないと、報告にならないんじゃないかなというのを当初から申し上げているんですが。

浅野間室長 各公共団体で今、第三者評価とか事前評価、事後監視というものが進んでおります。その中に当然PFIも入ってまいりますので、そういうものを見ないと、なかなか今の段階で確定的にこの138件をどう評価するかというのが、繰り返しになりますけれども、難しかったかなというのが今回の中間報告でございます。

山内部会長 Eさん、いかがですか。

E 専門委員 室長のご意向はよくわかりました。内閣府の事務局としてのご意向はわかりましたが、最終的には、やはり個別要素は議論されていないわけですから、この総合部会あるいは推進委員会においても継続的にこれは検討するという意思があって初めてできるのではないかと思います。事務局は推進委員会に何を期待されているのか。今室長は、事務局、内閣府のお立場をうまく説明して、これは十分わかりました。本来は、この総合部会がこれら課題を、とりあえずこの中間報告はよしとしても、継続的に検討することがこの報告の前提ではないのでしょうか。

浅野間室長 そのように考えております。

E 専門委員 では、やるということですね。

浅野間室長 具体的に予算や時間などは、ご相談をしたいと思いますけれども、今回の中間報告というのはそういう趣旨でございます。ただ、限られた人と予算の中で、とりあえず法律からまずやりたいというのが私どもの立場でございます。よろしく願います。

E 専門委員 我々は、汗をかいても結構ですから。

山内部会長 だから、この後どうしようかというのは、もちろんやるんです。それで、ここにも書いてあると私は思っていますし、それからどういうことをやるかというのも、少し相談もさせていただいています。それで、もう少し進んだ段階で専門委員の皆さんともいろいろご意見を伺いながら、何を重点的にやるかとか、そういうことは話し合っていると思っています。

E 専門委員 それは結構だと思います。

A 委員 そうしますと、言ってみれば、さらなるPFIの発展のためにと、そういうようなサブタイトルの趣旨になろうかと思いますが、もしそうだとしますと、私の資料に書いてあります最後の5番でございますが、当面、特段の措置は必要ないみたいな言い切り方というのは、ちょっとふさわしくないのではないかと。内容的にも私は問題があると思

うんですけれども、検討を十分にし尽くしていない段階でこういうふうに言い切っているのは、ちょっと問題なのかなと。

大塚補佐 こちらは、以前、H専門委員からご意見を頂戴して、また政府部内でのやりとりも踏まえ、こうした記述になっておりますが、皆様の総意でいかがかということであれば、再度検討させていただきます。

山内部会長 Hさん、ではちょっと。

H専門委員 これは、私が話を少し差し上げて多分こういう文章になったかと思うのですが、確かにでき上がったときに、「特段の措置は不要である」というのはこのコメントだけですので、私も、あれっというところがあったのと、今回A委員のご指摘で気がついたのですが、イコールフットィングのところについてのコメントですから、確かにこの言い切りはまずいのではと今私自身も思っています。

ただ、もともとこの引当金の問題というのは、措置の問題というよりは、契約等の問題の方が本来の問題であると思っておりますので、この修正文で、今度逆に措置となると、政府との対応だけに絞られてしまうような気がしますので、そのところはいかがなものかなと思って、実はさっきからどうしたらいいのかなと考えておったんです。「特段の措置は不要であると考えられる」という表現が今後の進展にまずいということであれば、例えば、A委員のご指摘の修正の「指摘もある」でとめていただいて、「なお」でつないでいただいて、最後「引き続き必要な措置」のところの「措置」を、「対策」なり「対応を検討する」というような表現であればいかがでしょうか。要するに、あくまでも修繕引当金の問題を税制上の措置で解決しようとする、多分議論はずっと堂堂巡りしてしまうと思われまので。

A委員 「措置」というのは、前に「特段の措置は」ということからただ引き受けただけで、おっしゃるとおりもっと幅広く考えた方がよろしいんだろうと思いますので、それは一向に構いません。

山内部会長 これは役所の中でそれで通れば、やはり私も、特段必要ないというのは少し書き過ぎだと思うんですよ。もしもの可能性もあるかもわからない。

松田参事官 ただいまのH専門委員のご指摘、A委員のお考えも踏まえまして、指摘があるということ踏まえ、様々な対応の可能性を検討していくという内容で文章を考えさせていただきます。

山内部会長 そういう意味で措置しなければいけないと書いてしまうと難しいかもわか

らないけれども、対応はいろいろありますという形であればいいのではないかと思います。
どうぞ、F 専門委員。

F 専門委員 別件ですけれども、よろしゅうございますか。

11ページ、第3章の冒頭で 、 、 、 、 と入れていただいたのは、私がコメント
させていただいて入れていただいたのですが、実は私、7つ申し上げて、そのうちの5つ
なのですが、残りの2つのうちの1つの「継続的な検討」というのは、いずれにしてもあ
ちらこちらに入っておりますから、それは特に必要ないと思うのですが、もう1つ、「公
共施設等の管理者あるいは所轄官庁等による適切な対応の促進」という言葉を実はご提案
したんですね。そのこと自体、何かうまい言葉はないかなと思って、とりあえずそういう
言葉を書いたのですが、なぜそういうものをつけたかと申しますと、この第3章をずっと
読んでいただきますと、先ほどB先生からもご指摘あったような部分にも重なるかもしれ
ませんが、「重要である」とか「望ましい」とか「必要である」というようなコメントが
たくさんございますよね。これは実を言うと、その 、 、 、 のどれにも当たら
ないのだけれども、この委員会、あるいは少なくとも部会としては、これがこうあるべき
だと思っていますよ。でも、実際にはそうなっていないものがありますねというニュア
ンスだと思うんですね。

ですから、それもやはりそういうことが行えるようにしてほしいと思っているんだとい
うことだろうと。要するに、措置の一つだろうと私としては認識して、そうでないと、そ
ういう言葉で締めくくられているものが、一体どういう位置づけなのかよくわからなくな
ってしまうなという気もあって、あえて「公共施設等の管理者や所管官庁による適切な対
応の促進」という言葉に、言葉足らずかもしれませんが、とりあえず思いついて書
いた次第であるので、私としては、せっかく「重要である」「望ましい」と書かれている
ものも、地方自治体等も含めて、実際にPFIをやられる方が読まれて、なるほど、これ
はそうあるべきだなというふうに認識をきちっととっていただかないと、せっかくの講ず
べき措置の中に入っている意味がなくなってしまうのかなと感じております。

山内部会長 この点いかがですか。

大塚補佐 ただいまのご意見を踏まえまして、検討させていただきます。

F 専門委員 表現はこだわりません。

C 専門委員 2件ほどお願いしたいのですが、私この中では、やはりもう少し英国の道
路みたいな形の、道路だけじゃないでしょうけれども、いわゆるインフラ案件が日本でな

いというのが一番気になっているということを何回も言わせていただいておりますが、その中で、メモでお送りしたことではなくて、提案ですけれども、例えば「はじめに」の3番目のパラグラフの後ぐらいに、PFI法で公共施設等として挙げられている施設の中で、まだ実施実績がないような施設もあるとか、何かそういう客観的な事実という形で、もう少し新しい施設に対しても考えていくようなことのインプリケーションを入れていただけないだろうか思います。

先ほど室長が言われたとおり、今までの事業の中で何か問題点があって、それをいろいろな形でレビューしていくという形は当然あり得ると思うのですが、今までまだやられていないような分野に関しては、そういう形ではなかなかPFI事業を推進していくという立場からは難しいのではないかなとも思います。ですから、そういうことが一つあり得るかなということでございます。

今の提案は少し難しいかもわかりませんが、もう一つは簡単だと思います。

3ページが一番上、ここでは英国の法体系だけが違っているというような形の表現になってしまっているのですが、今日の開会のときに山内先生もおっしゃられたとおり、社会的な慣行というのでしょうか、そういうものの方が当然大きい話だと思うのですね。

英国の道路で、なぜバリュー・フォー・マネーが出るのかというのは、やはり日本の慣行とかなり違うところがあるというのは事実だと思いますし、そういうところも踏まえていけば、ここはやはり関連するそういう慣行等ということも一言入れていただいた方がいいのではないかと思います。

B 専門委員 世界各国、アングロサクソンにはこういう公物とかそういう概念は基本的にはないのですが、大陸圏にはあるわけですね。その大陸圏も、基本的に公物というのは、今まで行政がある面でいくと排他的にこういうものを実行していたということと、民間を使うということのフリクションがあるので、そこについてはいろいろな工夫をしているわけですね。

今回の中間報告の中で、「はじめに」のところで、人ごとみたいに「期待したい」という形で、あとは全然出てこないんじゃないかと、やはりこれは政府としての形であれば、日本もその辺については考えているのだというのを置いておかないと、ほかの国も一生懸命それに対しては、制度の中でいくと物すごく難しいんですけども、その中でいろいろな工夫を出しているわけですね。そこは、やはり最後のこれからの課題の中でいくと、ある面では外国から見るとかなり注目するところですけども、「はじめに」で、人ごとで、

頑張れという感じで終わっているの、そこはやはり根本的なもの、今C先生のお話とリンクしますが、ここは今回の中できちんと議論して何かの形で入れておかないと、「はじめに」で何か、皆さん頑張ってくださいということで終わってしまうというのはいかがかなというのが第1点です。

もう1つですが、第2章でもう少し書いていただきたいということをお願いして、例えば3年後、5年後の日本のPFIがどういう姿かというのをもっとここで浮かび上がらせると、それが表題に入ってくるかなと思ったんですけども、これは今後展開される事業例ですよ。 「あるべき展開方向」という表題にちょっと負けているような感じがするので、そうすると第2章の表現、あるべき展開方向を書いていただくありがたいのですが、もし難しければ、第2章の表題を「今後の事業分野例」という形で内容に合わせていただくということも一案かなと思います。

以上2点です。

山内部長 C先生の2点目、B先生の1点目についてですけども、社会的な慣行が違ふというのは、それは記述しておくべきかと思ひます。

松田参事官 中に含めた形で記述をさせていただきたいと思ひます。

山内部長 恐らく、これは私の解釈ですけども、先ほども議論になりました3ページの最後の文章、「引き続き活発な議論が展開されることを期待したい」というのは、よく解釈すると、この推進委員会もやるし、他でもやるし、みんなやってくださいと、こういう意味で書いているのだらうということだと思ひます。

確かに、これからここでやるべきだということも、先ほども少し申し上げましたけれども、具体的に何をやるかということ相談する上でこの部分が入ってくるのかなとも思ひますし、そういうものを含めてとらえているのですけれども、いかがですか。

松田参事官 部長のおっしゃるとおりで、そういう制度的な面も含めて今後検討していきましょうということでございます。

山内部長 確かに少し物足りないというご意見もわかるのですが、広くということで私は解釈しています。

それと、C先生のおっしゃった、もう少し他のやっていない分野もというのは、これはいかがですか、何か表現できますか。

松田参事官 書くとしたら、今まで実施対象となっていない分野についてもあるというようなことをどこかに入れるということでございますね。承知いたしました。

山内部会長 それから、7ページの表題ですけれども、B専門委員のおっしゃるとおりかなと思うけれども、そうすると少しつまらないかなという気もしないこともないですね。いかがですか、皆様のご意見は。

これは、やはり事業と限定してしまうと少しつまらない。B専門委員のおっしゃることも、そのとおりだとは思いますが。

B専門委員 やはり日本のこれからのPFIが、3年後、5年後にどういう事業分野でどういうスキームで、官と民がどういう形になってきて、どういう姿になっているのかというのをここで本当言うと議論しなければいけなかったんですよ。議論して、こういう方向だと。それが、すなわち第3章にすっと来るというのが一番きれいなんですよ。それが事業例になってくると第3章になかなか結びつかないですよ。

山内部会長 事務局としては、B専門委員のご指摘はわかっていたけれども、なかなか文章につなげるところまでの距離があって時間をとってしまったというのと、まさにB専門委員おっしゃるように、議論する時間が足りなかったというのはそのとおりだと思います。

だから、今ここで出せるのはこれくらいで、ただその表題について、「展開方向」というのは少し大げさだというのは、確かにそういう印象を持ちますが、しかし「あるべき事業分野」となると、少し狭いかなという感じもしまして、何かその中間ぐらいを検討させていただきたいと思います。

そのほか、いかがでございますか。

I専門委員 事業者選定手続における公平性・透明性と経済性の確保というところがありますが、経済性というところが、多分わかりにくかったり、負担が多かったりすると、民間業者の参加意欲がそがれて、それで競争が阻害されると。だから、もう少し透明性を確保するような審査基準ですとか要求水準、あるいは負担を少なくするための二段階選定手法と、そういう論述だと思うのですけれども、基本的には経済性の確保というのは、16ページに、「事業者間の競争のなかでVFMを発現させようとする公共施設等の管理者」と少し書いてはあるのですけれども、基本はやはり競争促進ではないかと思うんですね。

例えばこちらにある要求水準をクリアにするとか、これは余り行き過ぎてしまうと、やはり創意工夫できなくなってしまいますし、二段階選定も、余り絞り込み過ぎてしまうと競争が少なくなってしまいます。そういう両刃の剣みたいなものがあると思うんですね。

ですから、やはりバランスをとるといって、行き過ぎてしまうとまずいよというような、

基本はやはり競争だよと、そういうようなスタンスがもう少し見えたらいいなというのが私の感想です。いかがですか。

松田参事官 I 専門委員のおっしゃるとおり、競争において事業者を選定するということが一番経済合理性にかなっており、基本であるということは間違いのないと思います。

ここで書かれておりますのは、要求水準書の明確化や二段階選定について、これまで極めて課題意識として高く上っておりますので、そのことについて記述をしているということでございます。

I 専門委員 競争というのは言わずもがなであって、今まで余り言われていなかった部分を強調したというスタンスというのはわかるのですけれども、もう少しバランスがあたりいいなという印象を持ちました。

山内部会長 どちらかというところで書いているのはトランザクションコストですね。もちろん、I 先生おっしゃるように競争でというのは、大前提としてあるということです。

どうぞ、D 専門委員。

D 専門委員 A 委員からいただいているご意見の3ページの3についてですが、ごもっともなご指摘ですけれども、現場の観点からですと、P F I は一つの手法ですので、例えばフローティング・チャージやモノラインといった金融制度の話やマーケットの環境整備という話が P F I とダイレクトに結びつくと、少し話がぼけてしまうような感じを個人的には持ちました。

A 委員 私の意見を申し上げます。

私も金融関係とか保険関係の、特に本邦の、日本の金融、銀行、あるいは保険会社に期待していたんです。はっきり言って期待を裏切られたといえますか、いろいろなステージで私は後押しするように設定しているんですけれども、乗ってこられないんです。

ところが、実際にプロジェクトファイナンスをやっておられる外国の銀行さんとか保険会社は、こういうことをやはりきちんと考えておられますね。そのために日本は何をすべきかというのは、実は我々が考えなきゃいけない。彼らからは、なかなかこういうものは出てきませんし、モノラインインシュアランスでも、残念ながらヒアリングをしても、火災保険の手續の話しか出てこないわけです。

ところが、リスク管理というのは非常に重要だということは P F I でもはっきりしているわけです。P F I でリスク管理を重要視するのであれば、それに対応する様々な制度を整備しないと、なかなか出てこない。

出てこない中でやってしまいますと何が起きるか。リスクが大きいまま残っちゃうんです。合理的にリスクを小さくすることを考えなきゃいけないんです。D 専門委員せっかくそうおっしゃられるけれども、私の趣旨をご理解いただいてのご発言とはちょっと思えないですね、残念ながら。表面的なことじゃなくて、リスクを小さくすることがP F Iのコストの削減につながるんだと、そのために何をやるかの議論が必要ですよと、こういうことを申し上げたいんです。

今のままでいきますと、例えば担保のことで申し上げますと、以前に銀行の方が、担保の制度は余り重要視しないというようなことも発言されたことがありますけれども、私はそうじゃないと思うんです。企業担保とか、あるいはフローティング・チャージをきちんとやれば、そこから生ずるようなリスクというのはかなり小さくできるんですよ。

さらに言えば、直接金融を考えたときに、ではそのところを取り扱う人がだれもいなかったら健全な直接金融が発展しますかということをお前は提起したかったんです。そういう議論がなくて、これだけ持ち上げられると困るというようなご意見というのは、ちょっと私の申し上げている趣旨とは違うことではないかと思っております。

D 専門委員 お考えはごもっともだと思っておりますけれども、この報告書、この委員会の目的がどういうことなのかということで申し上げますと、例えば、金融制度や商法、民法を含めた担保制度の問題などは、金融の新しいプロダクツが幾つか出てくることも想定した中での議論を待たなければならないと思っておりますし、この報告書については、例えばステップインの問題などが触れられておりますが、その辺をどう表現するかというだけの問題だろうと思うんです。

A 委員 よろしいですか。

私は、P F Iの推進委員会で担保制度を決定するなんてもともと考えていないんです。先ほどの入札制度もありますし、あるいはB 専門委員がおっしゃられたように、いろいろな課題があるでしょうと、そういうことだろうと思うんです。

P F Iの推進委員会としてすべきことは、こういうことが考えられるけれども、それぞれご担当の官庁なり部署がご検討いただけないだろうかという提起をするということだろうと思うんですよね。

そういう意味で言えば、そんなもの決められないんだから議論しないんだということで決めつけるのはちょっとおかしいんじゃないかなと。我々推進委員会の存在する意義としまして、要するに社会が変わってきたり、つまり先ほどもちょっと私は触れましたけれど

も、区分所有なんかの問題は、行政財産の中でもとともない時代の定義じゃないんですかと。そういうのが変わってくれば、もともとPFIの問題として存在しないのかもしれないです。そういうこともあるから、ご検討願えないだろうかという提起をすることもPFIの推進委員会の存在意義だろうと思いますし、法律にも書いてあるのはそういうことだろうと私は理解しているんです。そういうことをすべきでないということであれば、話は全く変わってくるだろうと思いますがね。

山内部会長 わかりました。

実は、A委員のご指摘が今日の部会の直前だったものですから、どう対応できるかということ自体も含めて、まだ検討中ということなんですね。

A委員 そういうことでございましたら、モノラインインシュアランスだとかそういうものは書く必要はないんです。ただ、そういうこともあるかもしれないから、こういう表現にしたということでご理解いただきたい。

山内部会長 はい。いずれにしてもこれをどうするかということをもう少し検討しないといけませんので、そのときにD委員おっしゃったご意見も参考にしながら、修正について考えさせていただこうと思います。

何かJ委員ありますか。

J委員 今の点だけでしたら、A委員おっしゃるように市場整備に努める、これは非常に必要な話だと私は思うんです。市場整備の中には法制度整備も入るわけですがけれども、これを私も拝見しまして、実はフローティング・チャージというのは、他方で法制審の部会の方でものすごい議論になっておりますから、そこまで踏み込まれると嫌だなと。それがあるので、市場関係の整備を促進すると、そのところを強く押しておけば、当然それは法制度整備に入ってくるので、それでいいのかなと思って今この5ページのところを見ていたんです。だから、私としてはおっしゃる趣旨もわかるし、恐らくDさんのおっしゃっているのもそういうことだと思うし、その辺かなというような感じでした。

山内部会長 いずれにしても、今ご議論になったことの趣旨を踏まえて、可能な限りの修正ということにさせていただきます。

F 専門委員、どうぞ。

F 専門委員 細かい話ですが、この概念図ですけれども、せっかく整理されて、多分これが出ると、プレスなどもご覧になると思うんです。せっかく「政府において講ずべき措置」ということで整理されているので、これはやはり第3章の項目分けと整合性

をとっておいていただいた方が、後々誤解がないのではないかなと思いました。それだけです。

山内部会長 ありがとうございます。

すみません、時間がもう過ぎておりまして、いかがですか、先ほどの副題というかタイトルの話。A委員から、先ほどご提案がございましたが。

A委員 いや、提案ではなく、そういう趣旨ですねと。言葉としては、適切に考えていただいて、前向きな趣旨でサブタイトルをつけた方がよろしいのではないのでしょうか。

山内部会長 ありがとうございます。少し考えさせていただいて、ノーアイデアのときは、またそれなりに対応させていただこうと思いますので、今の副題については考えさせていただくということにさせていただきます。

時間が過ぎておりまして、この辺で総合部会の中間報告を取りまとめたいと思いますが、本日いろいろご意見をいただきまして、それぞれについて、大体その場で方針については、こちらからお示しできているのではないかと考えております。それを踏まえまして、その後につきましては私どもに一任していただいて、基本は本日提出させていただいた「PFI推進委員会総合部会中間報告」、あるいは副題がつくかもわかりませんがこれにて本部会の検討の結果として取りまとめたいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

山内部会長 どうもありがとうございました。

それでは、3日ですので明後日になりますけれども、私の方から「PFI推進委員会総合部会中間報告」として推進委員会の方に報告をさせていただくことといたします。

時間を超過いたしまして大変恐縮でございますが、本日の議事はこれにて終了させていただきます。どうもありがとうございました。